

北本市子どもの権利に関する行動計画策定に係る 子ども関係施設・団体等アンケート調査 概要

1 趣旨

北本市子どもの権利に関する条例第 35 条に規定する北本市子どもの権利に関する行動計画の策定に当たり、子どもたちと接する側の視点から、活動を通じて見える課題の原因や背景を掘り下げ、より詳細に対象の実態把握を行うことを目的とする。

2 実施時期

令和 5 年 4 月

3 調査対象

北本市子どもの権利に関する条例第 2 条に規定する子ども関係施設・団体等（児童福祉施設、学校など）を中心に、概ね 80 団体程度。

4 実施方法

(1) アンケート調査

北本市子どもの権利に関する子ども関係施設・団体等アンケート調査票を対象団体に送付。

(2) ヒアリング調査

3 に掲げる調査対象団体のうち、10 団体の施設に赴き、直接ヒアリング。

5 設問の設定

子どもの様子及び北本市子どもの権利に関する条例に規定された子どもの権利に関して、対象団体の自由な意見を聞き取り、子どもや子ども関係施設・団体等の実情、実施すべき施策に関する検討材料を把握できるように設定する。